

平成30年

寒河江市農業委員会第9回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第9回総会

日 時 平成30年9月25日（火）午前9時00分

会 場 寒河江市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農地主査（兼）農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

### 議事

- (1) 議第37号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第39号 農用地利用集積計画書の審議について



事務局（農地主査）      ありません。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。

議第37号から議第39号までの議案について一括上程します。

（1）議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

（3）議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第37号から議第39号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人    はい、議長。17番、菅井です。

去る9月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として、農地法第3条の新規就農案件1件を実施し、調査しました。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位第46番、所有権移転、新規就農の案件です。場所は、寒河江砂川原の樹園地です。新規就農希望者の農地に係る申し合わせに基づき、取得農地の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する譲受人は山形市に在住の63歳の男性です。農業を営もうとする理由ですが、

営農計画書によりますと、妻の実家で農業を営んでいるが、後継者がいないため、既存農地が耕作できなくなったのを契機に引き継ぎ、また新たにサクランボを栽培したいとのことです。営農指導者の方は地元の方であり、申請者がしっかり耕作するのであれば問題はないと判断しました。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。

審査時間につきましては30分程度としまして、10時15分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前

9時45分

再開 午前

10時19分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤義広です。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について

て」、順位の46番。

(議案書順位46番朗読)

この件につきましては、9月18日、事前審査会で現地を調査してきました。現地は代理が報告したとおり皆さんで加温ハウスサクランボ園を再生した土地です。その後、地権者がハウスを解体し、前借人が伐根し、整地をしております。借人は新規就農としてサクランボを植えるということであり、申請どおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。

また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員、お願いします。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

同じく6ページ、ごらんください。順位44番。

(議案書順位44番朗読)

順位の44番につきまして、9月15日に鈴木委員、影沢委員、川越推進委員とで現地を確認してまいりました。字川原の農地には既にリンゴの苗木が植栽されており、草刈りなどもきちんと守られておりました。ほか、字東の3筆につきましては、計画によればブドウを植生するというふうなことになります。草刈りもきちんと借人のほうが済ませておまして、このまま管理されていけば周辺農地への影響は抑えられるというふうに思っております。

ただし、借人の師匠が■■■■の■■■氏ということですので、地域の委員、お互いに現状を分かち合いながら注視してまいりたいというふうに思っています。地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、新宮委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

引き続き6ページ、お願いします。順位45番。

(議案書順位45番朗読)

この件につきまして、9月14日、木村会長、菊地委員、眞木委員、菊地推進委員と一緒に現地調査をしてきました。申請地は国道112号線を西川方面に向かう新熊野川橋の下にある農地で、労力不足でも草刈りはしてあり、引き続き農地として利用するもので、周辺の農地への影響はないと思います。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位44番から46番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが

確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えます。  
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第37号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第37号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員

はい、議長。9番、佐藤です。

議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位46番。

(議案書順位 4 6 番朗読)

場所は陵南中学校と道挟んで東側の住宅地にある空き地です。

(議案書順位 4 7 番朗読)

これは新山町の山交営業所から本楯に通る道沿いにある住宅地の裏にある空き地でした。

(議案書順位 4 8 番朗読)

場所は陵南中学校の押しボタン信号機から元町に行く道路沿いにある三方を住宅に囲まれた空き地になります。

(議案書順位 4 9 番朗読)

この場所はヤマザワ高田店の道向かいにある住宅地にあります。

いずれの4件とも9月14日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してきました。いずれの農地も住宅地にある農地ですので、申請事由どおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員、お願いします。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

次のページ、9ページをごらんください。順位50番。

(議案書順位50番朗読)

順位50番につきまして、9月14日、菊地弘美委員、渡邊推進委員とで現地を確認してまいりました。譲渡人、譲受人はそれぞれ祖父、孫の関係にありまして、同世帯になります。今回の申請は今の住宅の北側の農地に住宅を建築するものであります。

計画の中の駐車場でありますけれども、6台分の駐車場が既に設置してありましたので、その部分は追認申請になります。申請地の周り、サクランボ畑ありますけれども、全て申請人の所有する農地ですので、特に農地への影響ということは計画どおりであれば問題ないというふうに判断してまいりました。地区審査では異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位46番は、宅地分譲用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地であっても、通常、宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位47番は、建売分譲用敷地への転用になっております。

申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位48番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位49番は、住宅用敷地への追認の転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位50番は、住宅建築用敷地への転用になっております。現在、転用申請地の一部が駐車場用敷地となっており、一部追認になります。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域にある農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して建設されるものであり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第38号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第38号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤です。

議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、12ページをお願いします。

(議案書朗読)

いずれも中間管理事業になっております。借受者は認定農業者また新規農業者であり、何ら問題ないと思われれます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員、お願いします。

加藤委員 はい、議長。5番、加藤です。

一枚戻ってもらいまして、12ページお願いします。

(議案書朗読)

認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。  
以上です。

木村議長                   ご苦労さまでした。  
                                  続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）   はい、議長。  
                                  いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
                                  以上です。

木村議長                   ありがとうございます。  
                                  これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長                   ないようですので、採決します。  
                                  議第39号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長                   全員賛成ですので、議第39号は原案のとおり決定いたし

ました。

以上、これをもちまして、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時41分

平成30年9月25日

第9回総会 議長.....

議事録署名委員 3番委員.....

議事録署名委員 12番委員.....